

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	梶 原 町

梶原町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 まちづくり産業推進課 農業商工係（代表）
森林づくり脱炭素推進課 森林の文化創造推進係
所 在 地 高知県高岡郡梶原町梶原 1 4 4 4 番地 1
電 話 番 号 0 8 8 9 - 6 5 - 1 2 5 0（まちづくり産業推進課）
0 8 8 9 - 6 5 - 0 8 1 1（森林づくり脱炭素推進課）
F A X 番 号 0 8 8 9 - 4 0 - 2 1 8 8（まちづくり産業推進課）
0 8 8 9 - 6 5 - 0 8 1 2（森林づくり脱炭素推進課）
メールアドレス 110-yusuhara@town.yusuhara.lg.jp（まちづくり産業推進課）
80-yusuhara@town.yusuhara.lg.jp（森林づくり脱炭素推進課）

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス、ドバト、サギ類 カワウ、ヒヨドリ、キツネ、タヌキ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	高知県高岡郡梶原町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	40 千円 10ha
	野菜・山菜（シイタケ、タケノコ等）	45 千円 180ha
	いも類	20 千円 50ha
ニホンジカ	野菜	8 千円 30ha
	植林（スギ、ヒノキ、クヌギ）	－千円 －ha
サル	イモ類	11 千円 50ha
	野菜・山菜（シイタケ、タケノコ等）	50 千円 210ha
	果樹	21 千円 200ha
ハクビシン	野菜・山菜（シイタケ、タケノコ等）	12 千円 60ha
	果樹（柿、栗等）	12 千円 120ha
ノウサギ	水稻	4 千円 2ha
	野菜	4 千円 17ha
カラス	野菜	6 千円 30ha
	果樹（柿、栗等）	5 千円 40ha
ドバト	水稻	－千円 －ha
	果樹（柿、栗等）	－千円 －ha
サギ類	水稻	－千円 －ha
カワウ	川魚（アユ、アマゴ）	－千円 －ha
ヒヨドリ	野菜・果実	－千円 －ha
キツネ	野菜	－千円 －ha
タヌキ	野菜	－千円 －ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ	被害は町内全域に広がっている。年間をととして被害が発生しており、被害内容としては、水稻・野菜等の食害や踏み倒し、畑や畦などの掘りおこし等の被害があげられる。
② ニホンジカ	農作物被害については、年間をととして町内全域で確認されており、野菜類の食害、植林等の剥皮被害が見られる。
③ サル	被害は南部地域に集中していたが、近年町内中心部（住宅地）への目撃情報がよせられるようになる。主な被害品目は、野菜、果実、山菜類である。
④ ハクビシン	被害は町内全域に広がっており、年間を通して発生している。 捕獲頭数が年々増加傾向にあり、農作物の被害以外にも住宅地への出没もみられるようになり、糞害等の被害もみられる。主な被害品目は、野菜、果樹等。
⑤ ノウサギ	被害は近年増加しており、捕獲頭数の増加からも生息頭数の増加がうかがえる。被害は町内全域で発生しており、特に森林における幼齢木への被害は深刻であり、ニホンジカ同様に若芽を囓ることにより木が枯れてしまう被害が増加している。
⑥ カラス	被害はやや減少傾向にあり、捕獲頭数も減少している。主な被害品目としては、果樹があげられる。
⑦ ドバト	被害は減少傾向にあり、捕獲頭数も年々減少している。主な被害品目は、果樹、野菜である。
⑧ サギ類	被害は夏場に多く、水稻への踏み倒しやアユやアメゴの稚魚放流時の食害が顕著に見られる。捕獲数は減少傾向にあったが、今後も被害拡大の恐れがあるため、引き続き対策が必要である。
⑨ カワウ	被害は夏場に多く、町内全域で発生している。補食地域が川であることから、効果的な対策を行いづらいことが課題になっている。
⑩ ヒヨドリ	年間を通して町内全域で、野菜や果実等の農作物被害が発生している。 今後被害が拡大する可能性があるため継続的な捕獲活動が必要である。
⑪ キツネ	北部地域（四万川区・西区）に多く生息しており、野菜等への被害が発生している。 捕獲頭数は年々減少傾向にあり、生息頭数減少がうかがえる。
⑫ タヌキ	大きな被害はまだ確認されていないが、人家近くや畑での目撃情報がよせられるようになり、野菜への被害がみられるようになる。今後被害が増加しないよう捕獲活動が必要である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	鳥獣の種類	現状値(令和6年度実績)	目標値(令和7年度)
被害金額	イノシシ	105 千円	75 千円
	ニホンジカ	8 千円	200 千円
	サル	82 千円	50 千円
	ハクビシン	24 千円	27 千円
	ノウサギ	8 千円	30 千円
	カラス	11 千円	8 千円
	ドバト	―千円	5 千円
	サギ類	―千円	2 千円
	カワウ	―千円	―千円
	ヒヨドリ	―千円	―千円
	キツネ	―千円	―千円
被害面積	タヌキ	240ha	―千円
	イノシシ	30ha	2.00ha
	ニホンジカ	460ha	1.20ha
	サル	180ha	3.00ha
	ハクビシン	19ha	1.90ha
	ノウサギ	70ha	0.3ha
	カラス	―ha	0.60ha
	ドバト	―ha	0.20ha
	サギ類	―ha	0.01ha
	ヒヨドリ	―ha	―ha
	キツネ	―ha	―ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題																						
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲許可、捕獲報奨金制度を実施してきた。また、狩猟者が減少傾向にあることから免許維持費（狩猟税半額免除）の補助や、新規狩猟者への助成等を行い、免許取得者の確保に取り組んできた。 ■有害鳥獣捕獲事業 事業内容：捕獲した鳥獣に対し報奨金を支払う。 <table><tr><td>イノシシ</td><td>10,000 円/頭</td></tr><tr><td>ニホンジカ</td><td>10,000 円/頭</td></tr><tr><td>サル</td><td>30,000 円/頭</td></tr><tr><td>ハクビシン</td><td>4,000 円/頭</td></tr><tr><td>ノウサギ</td><td>4,000 円/羽</td></tr><tr><td>タヌキ</td><td>2,000 円/頭</td></tr><tr><td>キツネ</td><td>2,000 円/頭</td></tr><tr><td>カラス</td><td>2,000 円/羽</td></tr><tr><td>ドバト</td><td>2,000 円/羽</td></tr><tr><td>サギ類</td><td>4,000 円/羽</td></tr><tr><td>カワウ</td><td>4,000 円/羽</td></tr></table>	イノシシ	10,000 円/頭	ニホンジカ	10,000 円/頭	サル	30,000 円/頭	ハクビシン	4,000 円/頭	ノウサギ	4,000 円/羽	タヌキ	2,000 円/頭	キツネ	2,000 円/頭	カラス	2,000 円/羽	ドバト	2,000 円/羽	サギ類	4,000 円/羽	カワウ	4,000 円/羽	地元猟友会の協力を得て有害鳥獣捕獲を実施してきたが、狩猟者の高齢化や減少に伴い、十分な捕獲体制が取れなくなることが懸念される。今後新規狩猟者の確保・育成が急務となっている。
イノシシ	10,000 円/頭																							
ニホンジカ	10,000 円/頭																							
サル	30,000 円/頭																							
ハクビシン	4,000 円/頭																							
ノウサギ	4,000 円/羽																							
タヌキ	2,000 円/頭																							
キツネ	2,000 円/頭																							
カラス	2,000 円/羽																							
ドバト	2,000 円/羽																							
サギ類	4,000 円/羽																							
カワウ	4,000 円/羽																							
防護柵の設置等に関する取組	農地への防護柵や防護網、電気柵等の設置を推進し、設置者に対して補助を行ことで農地の鳥獣害減少に取り組んできた。 ■有害鳥獣被害防止対策事業 事業内容：町内の農地に新たに設置する金網等及びそれに付随する部品代に対し、補助を行う。 補助率：75%	柵設置後の維持管理面において、適切な管理がなされていないことがあるため、農業者の鳥獣対策に対するさらなる意識向上が求められる。																						
生息環境管理その他の取組	専門家による有害鳥獣の習性や被害防止等に関する講習会等を開催してきた。	講習会等により得た知識をそのとおりに実践することは難しい状況がある。																						

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

梶原町有害鳥獣被害対策協議会を中心に、関係機関・団体や農林業者間の連携を深め、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保対策を推進していく。

有害鳥獣捕獲者への報奨金制度を継続し、狩猟免許取得に係る費用の補助及び、登録狩猟税の助成も引続き行っていく。近隣市町村との情報共有に努めながら、連携した捕獲を強化していく。

平成24年度以降、各地域において個人・集落単位での防護柵・防護網の設置が進んだ結果、少しずつではあるが被害の減少が確認されている。今後も小規模なものについても対応し、地区等に周知を図っていくとともに、有害鳥獣対策の防護柵、電気柵の設置講習会等を定期的に行うことで、農業者の技能・意識向上に努めていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会が、地元住民から依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を実施する体制が整備されている。被害の報告等を受け、鳥獣被害対策実施隊に鳥獣捕獲許可証を交付し鳥獣被害の捕獲を行う。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、6の(3)のとおり。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ・ニホンジカ サル・ハクビシン ノウサギ・カラス ドバト・サギ類 カワウ・ヒヨドリ キツネ・タヌキ	狩猟免許取得経費の支援や、捕獲報奨金制度等を引き続き行い、被害発生時には速やかな対応ができるようにする。 隣接した市町村とも協力し、広域の捕獲体制を整える。 また、防護網等の活用により田畑への被害を減少させることと併せて、鳥獣対策への意欲向上に努めていく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

年間捕獲数は、令和4年度は592頭、令和5年度は373頭、令和6年度の捕獲頭数は603頭となっている。数年増減はあるものの年々捕獲頭数が増加傾向にあるため、生息数増加がうかがえる。令和6年度捕獲頭数を参考に、年間捕獲目標頭数は700頭とする。

② ニホンジカ

年間捕獲数は猟期を除いて、令和4年度は411頭、令和5年度は492頭、令和6年度の捕獲頭数は456頭となっている。生息数の増加や被害の拡大が懸念されており、令和6年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、年間捕獲目標頭数は700頭とする。

③ サル

年間捕獲数は、令和4年度は51頭、令和5年度は30頭、令和6年度の捕獲頭数は42頭となっている。出没数が増加していることから生息頭数が増加していることが想定され、被害の拡大が懸念される。過去3年の捕獲頭数を参考に、年間捕獲目標頭数は50頭とする。

④ ハクビシン

年間捕獲数は、令和4年度は162頭、令和5年度は171頭、令和6年度の捕獲頭数は231頭となっている。生息数の増や被害の拡大が懸念されることから、年間捕獲目標頭数は200頭とする。

⑤ ノウサギ

年間捕獲数は、令和4年度290羽、令和5年度315羽、令和6年度397羽となっている。今後も生息数が増加することが予想されることから、年間捕獲目標羽数は350羽とする。

⑥ カラス

年間捕獲数は、令和4年度19羽、令和5年度10羽、令和6年度12羽となっている。減少傾向にあり、生息数、被害の減少が予想されるが、引き続き増加することがないように年間捕獲目標羽数は30羽とする。

⑦ ドバト

年間捕獲数は、令和4年度50羽、令和5年度59羽、令和6年度17羽となっている。生息数、被害数も減少しているが、増加することがないように年間捕獲目標羽数は60羽とする。

⑧ サギ類

年間捕獲数は、令和4年度39羽、令和5年度39羽、令和6年度27羽と緩やかではあるが、年々捕獲頭数は減少している。引き続き増加することがないように、年間捕獲目標羽数は40羽とする。

⑨ カワウ

年間捕獲数は、令和4年度36羽、令和5年度37羽、令和6年度38羽となっている。アユやアメゴの食害が報告されていることから、年間捕獲目標羽数は40羽とする。

⑩ ヒヨドリ

年間通して野菜や果実への被害があり、今後被害が拡大する可能性があるため、年間捕獲目標羽数は100羽とする。

⑪ キツネ

年間捕獲数は、令和4年度は20頭、令和5年度は13頭、令和6年度の捕獲頭数は9頭となっている。減少傾向にあり、生息数、被害の減少が予想されるが、引き続き、増加することがないように年間捕獲目標頭数は20頭とする。

⑫ タヌキ

多くの目撃情報や果樹、野菜等への被害報告があり、人家付近の目撃情報も増えている。被害が拡大する可能性があるため、年間捕獲目標頭数は200頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	700	700	700
ニホンジカ	700	700	700
サル	50	50	50
ハクビシン	200	200	200
ノウサギ	350	350	350
カラス	30	30	30
ドバト	60	60	60
サギ類	40	40	40
カワウ	40	40	40
ヒヨドリ	100	100	100
キツネ	20	20	20
タヌキ	200	200	200

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
捕獲方法	銃器・わな・網
捕獲対象	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス、ドバト、サギ類、ヒヨドリ、カワウ、キツネ、タヌキ
捕獲時期	４月１日～１１月１４日 ※サル・サギ・カラス・カワウについては１１月１５日～翌年３月３１日にも有害捕獲を行う。
捕獲区域	梶原町全域

(注) １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) １ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２ 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵、防護柵、防護ネット等 0.5km	電気柵、防護柵、防護ネット等 0.5km	電気柵、防護柵、防護ネット等 0.5km
シカ	電気柵、防護柵、防護ネット等 0.05km	電気柵、防護柵、防護ネット等 0.05km	電気柵、防護柵、防護ネット等 0.05km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・シカ	設置者に対し、適切に維持管理を行っていくよう指導・啓発を実施。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン ノウサギ カラス ドバト サギ類 カワウ ヒヨドリ キツネ タヌキ	防護柵や防護ネット、電気柵などを積極的に導入し、鳥獣被害の軽減を図るとともに定期的に講習会を実施し、技能・意欲向上に努める。 必要に応じて猟友会並びに実施隊とともに見回り、追払い等を行う。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

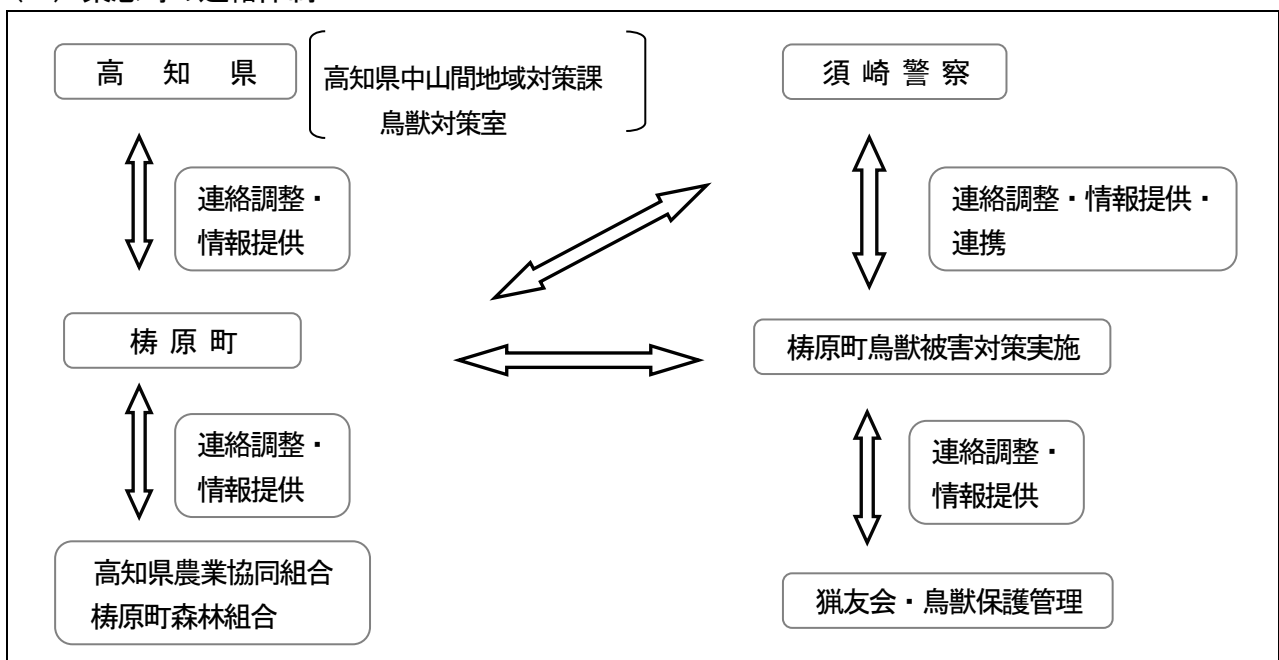
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
梶原町役場まちづくり産業推進課	協議会事務局、及び協議会に関する連絡、調整
須崎地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、及び有害鳥獣捕獲の実施、及び農林業者に対する狩猟免許取得の奨励
有害鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
高知県農業協同組合	農業者からの情報収集、営農指導、防止対策事業の推進
梶原町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
四万十森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等
須崎農業振興センター	有害鳥獣関連情報の提供
須崎林業事務所	有害鳥獣関連情報の提供
梶原町区長会	有害鳥獣関連情報の提供
集落活動センターゆすはら西	有害鳥獣関連情報の提供・ジビエ処理・販売

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカは狩猟者が自己処理か自家消費、または処理加工施設へ搬入。
その他の鳥獣については、埋設又は消却処分を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣を食肉として加工、販売する場合は、食品衛生法、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン（最終改正 令和5年6月26日）に準じた食肉を使用するものとする。
ペットフード	捕獲した鳥獣をペットフードとして加工、販売する場合は、ペットフード安全法に準じたものを原材料として、出荷している。
皮革	皮・革製品への加工品利用をすすめている。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	角や牙など民芸品として加工利用をすすめている。 学術研究等で提供依頼があった場合は提供する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設において、狩猟者へ持込時の適切な処理方法の指導を行う。また、施設職員においては、必要な技術、知識の普及啓発を図るなどし、人材確保・育成を図る。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	梶原町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
梶原町まちづくり産業推進課	協議会事務局、及び協議会に関する連絡、調整
須崎地区猟友会梶原支部	有害鳥獣関連情報の提供、及び有害鳥獣捕獲の実施、及び農林業者に対する狩猟免許取得の奨励
有害鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
高知県農業協同組合	農業者からの情報収集、営農指導、防止対策事業の推進
梶原町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
四万十森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等
須崎農業振興センター	有害鳥獣関連情報の提供

須崎林業事務所	有害鳥獣関連情報の提供
梶原町区長会	有害鳥獣関連情報の提供
集落活動センターゆすはら西	有害鳥獣関連情報の提供・ジビエ処理・販売

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県中山間地域対策課鳥獣対策室	オブザーバーとして有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊に関する事項 設置日：平成24年12月1日設立 任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで 構成：町職員とし、隊長1名及び隊員9名を置く（うち、対象鳥獣捕獲員0名） 規模：東 区5名 西 区1名 越知面区1名 四万川区1名 松原区1名 初瀬区1名 実施隊が行う被害防止対策：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・被害調査、広報、啓発等。 事務局：梶原町役場 まちづくり産業推進課
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体と協力して対策を推進するだけでなく、地域住民と一体となって被害防止に取り組むよう努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項
(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。) について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

各関係機関が協議会を通じて情報交換や、被害対策について協議を行い、連携していくことによって被害の軽減に努めていく。また、不適切な電気柵・わな等の設置が確認された際は、現地確認のうえ、各関係機関で連携しつつ対応を図っていく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。